

高圧ガス保安法第27条の従事者保安教育として実施する講習会です。

冲高保発第7-98号
令和7年11月7日

圧縮空気製造事業所 各 位

(一社)沖縄県高圧ガス保安協会
一般高圧ガス部会 部会長 富永 進

圧縮空気及びナイトロックス製造事業所保安講習会

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、みだしの件につきまして、圧縮空気製造・ナイトロックス製造事業所における事故防止を目的に保安講習会を開催致します。

つきましては、業務多忙のこととは存じますが、多くの関係者が保安教育の一環としてご参加下さいますようお願い申し上げます。

記

1.日 時 令和7年12月24日(水) 9時30分～12時

2.会 場 宜野湾マリン支援センター (2階研修室大)
〒901-2223 宜野湾市大山7-10-27

3.受付期間 令和7年11月10日(月)～12月12日(金)
(ただし、定員になり次第締め切らせて頂きます)

4.参 加 料 ①会員事業所、消防機関 2,000円(消費税10%込み)
②一般事業所 8,000円(消費税10%込み)
(受講料は当日会場にてお支払い下さい)

5.申込方法 当協会ホームページよりお申込み下さい。(定員40名)



当協会ホームページ URL 及び QR コード
<https://www.okinawakhk.or.jp/>



沖縄高圧ガス保安協会サイト

※問合わせ 協会事務局 TEL 098-858-9562担当 緑間・又吉

『①ダイビング容器を使用しての破裂実験』

※ダイビング用容器の破裂実演

『②ダイビング用容器の耐圧検査について』

※耐圧検査の実演も含みます

『③ダイビング用バルブの分解整備について』

※バルブの分解整備の実演も含みます

講師 日本アクアラング(株)ダイビング事業部 課長 石引 良介氏

9:30～11:20

『①圧縮空気の品質管理と成分分析について』

『②簡易分析機の紹介と取り扱い説明について』

講師 (株)おきさん 品質管理課 金城 健斗 氏

11:30～12:00

『高圧ガス保安法（抜粋）』

（保安教育）

- 第二十七条 第一種製造者は、その従業者に対する保安教育計画を定めなければならない。**
- 2 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、前項の保安教育計画の変更を命ずることができる。**
- 3 第一種製造者は、保安教育計画を忠実に実行しなければならない。**
- 4 第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者（次項において「第二種製造者等」という。）は、その従業者に保安教育を施さなければならない。**
- 5 都道府県知事は、第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行していない場合において公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止のため必要があると認めるとき、又は第二種製造者等がその従業者に施す保安教育が公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、第一種製造者又は第二種製造者等に対し、それぞれ、当該保安教育計画を忠実に実行し、又はその従業者に保安教育を施し、若しくはその内容若しくは方法を改善すべきことを勧告することができる。**
- 6 協会は、高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの種類ごとに、第一項の保安教育計画を定め、又は第四項の保安教育を施すに当たって基準となるべき事項を作成し、これを公表しなければならない。**